

秘密指定解除

外交記録・情報公開室

大韓民国管轄権の限界
(討議用問題点)

未定稿

昭35.10.10

条 規

1. 大韓民国政府の法的地位

わが国が朝鮮半島における大韓民国政府の管轄権を認めるに当つて、それが法律上同半島全域に及ぶものであるか、又は38°線以南のみに及ぶものであるかを決定するためには、わが国との関係における大韓民国政府の法的地位を確定しておくことが必要と考えられる。

(1) 平和条約第2条(a)の効果

(i) 同条の規定が、単に、「日本国領域の一部たる朝鮮半島が、わが国から分離し、独立の新国家を形成することに対して、わが国は異議を唱えない」という義務をわが国に課するにとどまるものであれば、わが国がこれによつて同半島に事実上成立した、又は今後成立するいかなる新国家、又は新政府に対しても国際法上の承

認を与えたわけではないことは明らかである。従つて、今後わが国のとりうる立場としては、①大韓民国のみを朝鮮半島全域にわたつて領域を有する新国家として承認し、同国政府の主張する通り（憲法第4条）これに同半島全域にわたる管轄権を認めること、②大韓民国のみを同半島全域にわたつて領域を有する新国家として承認しながら現実には同国政府の管轄権は38°線以南の現施政地域に事実上限定されているものと認めること、③大韓民国のみを同半島に成立している唯一の国家として承認しつつ、他方その領域を半島全域とみなすことなく、法律上も同国政府の管轄権は現実の施政地域についてのみ及ぶものと認め、残りの半島部分の法的地位は不明確のままに残すこと及び④大韓民国及び朝鮮人民民主主義共和国を二つの新国家として承認し、前

たいてい

*? ② or ③

たいてい

者の政府の管轄権は38°線以南に限り認め
ること、の四つの可能性が抽象的に考
えられる。(これらの場合基本関係条約
における大韓民国の承認は新国家の承認
に他ならない。)

(四) 同条の規定が、「わが国は日本から分離独立した朝鮮 (Korea) に対して、国際法上の新国家としての承認を与えるとの趣旨の宣言の効果をもつものであれば、原則としてわが国が同半島に二国家の存在を承認する余地はない。

従つて今後わが国がとりうる立場としては、(一)大韓民国をもつて平和条約でわが国が承認を与えた新国家と同一の実体とみなし、同国政府に半島全域にわたる管轄権を認めること及び(二)大韓民国ならびに朝鮮人民民主主義共和国の両者はいずれも平和条約でわが国がその独立を承認した新国家において正統政府の地位を主張する競合政府であるとの立場に立ち現状においては一方のみを正統政府 (

de jure government) として認め、他方は事実上の政府 () 又は事実上の とみなすことにより大韓民国の管轄権は現実の施政地域の範囲内でのみ

認めることの二つの可能性があると思われる。

(2) 1948年国連決議との関連

1948年12月、国連第3総会は、就中「朝鮮の統一がいまだに実現されていない事実を念頭において」、「国連朝鮮臨時委員会が監視し且つ協議することができた朝鮮の部分であつて、全朝鮮人民の大部分が居住している地域に対して有効な支配と管轄権を及ぼしている合法的政府（大韓民国政府）が樹立されたこと、この政府は朝鮮の前記部分の選挙民の自由意思を有効に表明した選挙に基づいたものであること、及びこの政府は朝鮮における唯一のこの種の政府であること」を宣言する決議を採択した。

(1) 同決議は、大韓民国政府が朝鮮半島に成立した新国家の正統政府である旨の宣言とみなすことができるが、この新国家が半島全域にわたるものか否か、については直接ふれるところがない。これに反

して新国家の領域が半島全域に及ぶか否かに関係なく、同政府の管轄権が自由選挙の行なわれた部分にのみ及ぶものと考えられていることは、決議の表現から一応推定しうるものと思われる。

(四) 同決議の採択は平和条約発効以前に行われたものである。わが国の立場からは、朝鮮半島の分離独立は平和条約の発効によつてはじめて法的に確定したものと考えるければならないから、1948年に既に同半島に新国家が成立していたという客観的眞実によつてわが国が法的に拘束されなければならぬわけではない。平和条約発効まで法的には半島全域がわが領域部分たる地位を保持したと解しうる限り、平和条約第2条(2)の規定をもつて1948年以降の大韓民国独立に対する確認的規定とみなす必要はない。従つて1948年国連決議にいう大韓民国政

objective status

府の管轄権の範囲をわが国が当然に認めなければならぬとはいえない。しかし今後わが国が大韓民国に対して新国家承認を行う場合には、現に朝鮮半島に存在する客観的な法的レジーム（

）から離れ、これを無視することはできないものと考えられる。そのようなことはたとえ第三国を拘束するものではないにしてもこれを尊重する必要がある。従つてこの場合には、大韓民国が形成されるに到つた事情、殊に1945年8月以降の米ソ両国の占領による行政の二分、1948年の南北朝鮮の独立、及び1948年の国連決議などすべて考慮すべき要因となるらう。

(3) わが国との関係

わが国は平和条約発効後、大韓民国に対して代表部の東京設置をみとめ、貿易、金融協定（暫定的性格の行政取極）を締結し、

かつその国連加盟につき共同提案国の一つとなつたことがある。従つて同国政府に対しても事実上の承認を与えているものと考えるのが妥当であるが、その管轄権の限界については、これまで何ら公式意見を表明したことがない。(但し、平和条約承認国会における条約局長答弁参照)。これまで大韓民国の管轄権が北鮮地域にまで及ぶものとして認められたことがない点でヴィエトナムの場合とは異なる。

2. 管轄権範囲の限定と日韓懸案

大韓民国政府の管轄権の範囲に地的（又は人的）限界を認める場合、日韓間に懸案となっている諸問題にいかなる影響がありうるか。

(1) 一般請求権

請求権については特に北鮮地域からわが国に運ばれた文化財などの有体財産の返還及び北鮮地域に現して居住する朝鮮人の対日（対日本国民）請求権の解決につき、これを大韓民国との交渉で行いうるか否かに問題が生じうる。現にわが国に居住する朝鮮人については国籍の問題と結びついた形で請求権の帰属が問題になる。

(2) 国籍

在日旧朝鮮人の国籍については、これまでの日韓会談において「在日韓人（*Koreans resident in Japan*）が^大在韓民国国民であることを確認する」旨、非公式の合意が成立しているが、この種の規定は、上記(1)(3)

及び(4)の立場には問題になつてくる。

(3) 漁業

特に魚種保存水域、漁業調整、禁止区域の設定につき合意する場合、その北限につき問題になる。大韓民国の管轄が事実上38°線以北に及んでいないから、現実には *enforceability* がないが、形式上の問題としてはわが国のとる立場如何によつて合意の形式が変りうると思われる。

(4) 平和条約第4条(b)

この規定の対象となる財産の処理はすべて連合軍総司令官たる米軍司令官の名において38°線以南においてのみ行われたものであるから、原則として、大韓民国の管轄権の範囲には関係しないと思われる。

(5) 船舶

船舶については、

号は

SCADIN 2168

registered in Korea なる表現を用いてお
り、従つて38線以北の地域に登録された
船舶も含む可能性があるが同 SCAPIN 211
附令 33 号及び平和条約第4条(b)の結果、
大韓民国管轄権の限界如何にかかわらず、
これをすべて韓国側との交渉の対象にする
ことに問題はない。これに反して、195
1年9月10日付総司令部外交局書簡(A
P0500)で言及されている「朝鮮水域
にあつた船舶」(vessels

)に
関する請求については同種の問題が生じう
るものと思われる。

北東アジア課



大韓民国管轄権の限界
(討議用問題点)

昭35.10.20

条 規

(A) 管轄権の地域的限界

1. わが国は平和条約第2条(2)において、「朝鮮の独立を承認」(recognize the independence of Korea)した。この規定は、全朝鮮半島にわたる単一の新国家が存在するという前提にたつて、これを承認することを約束したものと考えることが可能である。(これに反して、この規定は単に「日本国領域の一部たる朝鮮半島が、わが国から分離し、独立の新国家を形成することに対して、わが国は異議を唱えない」という消極的義務をわが国に課するにとどまるという考え方も論理的には不可能ではないであろうが平和条約で日本は朝鮮の独立を承認する義務を負つて^いない^{こと}は~~い~~政治的には極めて困難な問題を惹起する惧れがある。)

2. 上に述べたような解釈から出発して大韓民国の管轄権が及ぶ地域的限界につきわが国が理論上とりうると思われる立場を吟味し、おのおの場合について平和条約との関係を考えてみると、次の三つに要約することができる。

(1) 大韓民国の管轄権が法律上無条件、且つ、単純に全朝鮮半島に及ぶという立場（南ヴェトナム政府に対するわが国の立場と同一）をとる場合。

平和条約との関係では次の二つの説明が可能である。

(イ) 平和条約にいう「朝鮮」とは大韓民国をさすものであるという解釈。従つてわが国は平和条約発効と同時に *ipso jure* に同国に国際法上の承認を与えたものである。

(ロ) 平和条約でわが国がその独立を承認すべき、全朝鮮半島にわたる単一の新国家

は、平和条約草案作成当時は存在してい
なかつたが同条約の締結発効の時又はそ
の後の近い将来にはかかる新国家（南北
統一朝鮮）が成立することを予想して、
第2条(a)の規定がおかれたという解釈。
この場合、わが国の義務は単にかかる単
一の新国家が成立した際にはこれを承認
しなければならないというにとどまるこ
とになる。従つて平和条約との関係だけ
からみれば、わが国は第2条(a)の規定に
よつて、現に朝鮮半島に存在するいかな
る新国家、新政府をも承認したわけでも
なく、又承認する義務を負つたわけでもな
いが、他方わが国があらためて大韓民国
のみを全朝鮮半島にわたる単一の新国家
としてこれに承認を与えることは自由で
あるということになる。

(2) 大韓民国の管轄権が法律上は全朝鮮半島に及ぶことを認めながらその事実上の支配が北鮮部分に実効的に及んでいない事実を考慮して、同国政府が及ぼしていると主張する管轄権の地的範囲に現実には限界をみとめる立場をとる場合（この場合、条約の適用は現在の支配地域に限られるが、大韓民国の支配部分が拡大するにつ^れ、自動的にわが国のみとめる大韓民国の管轄権の限界も拡大する。日華平和条約における中国の地位とほぼ同一である。）

平和条約との関係では次の~~三~~^二つの説明が可能である。

(1) 平和条約第2条(a)でわが国が新国家として承認を与えたのは大韓民国、朝鮮人民民主主義共和国のいずれでもなく、これらとは一応独立に観念された旧大韓帝国の回復としての新国家であり、大韓民国及び朝鮮人民民主主義共和国はこの新

国家において、正統政府の地位を~~争~~競合政府にすぎないという解釈。わが国は大韓民国をこの新国家の正統政府と認めながらも、朝鮮人民民主主義共和国が朝鮮半島の一部を支配する事実上の^{authority}として存在している現実を考慮せざるをえない。

(ii) (i)の場合と同様な立場から、わが国は平和条約により義務づけられてはいないが、このような形で大韓民国に承認を与えることは自由であるとする解釈。

(3) 大韓民国の管轄権が法律上も事実上も1948年に38°線以南に成立した大韓民国の領域部分にしか及ばないという立場（イギリスに[↓]大韓民国の承認がこれに近い）をとる場合

平和条約との関係では次の三つの説明が可能である。

(i) (ii) ^と同様な立場から大韓民国を新国

家の正統政府とみとめながら、北鮮部分にも実効的支配を及ぼしている *de facto Government* が1948年以来存在しており、大韓民国は1948年に成立して以来一度もこの地域をその支配下においたことがない事実(従つて大韓民国及び朝鮮人民民主主義共和国は1948年以来現実には常に二つの対立国家として存在してきた事実)を認め朝鮮人民民主主義共和国の支配下にある部分には、法律上大韓民国の管轄権は及びえないとする解釈、

(四) (一)(二)と同様な立場から、わが国は平和条約により義務づけられてはいないが、このような形で大韓民国に承認を与えることは自由であるとする解釈

(五) 上記(四)と同様な立場からわが国は大韓民国、朝鮮人民民主主義共和国の両者を二つの新国家としてこれに承認を与え、両国政府の管轄権は現に両国の支配下に

ことば自由でお

ある部分にかぎりみとめる、という解釈
(以上(3)の三つの解釈においては一応、
1948年の大韓民国及び朝鮮人民民主主義
共和国の成立当時の領域区分(38°線)を
決定的なものと考えたが、殊に(四)の場合に
は領域区分を38°線ではなく現在の休戦協
定線と考えるヴァリエーションもありうる。)

(B) 管轄権の時間的限界

わが国が大韓民国政府の管轄権をいつから認めるかという。管轄権の時間的限界の問題は、わが国との関係における大韓民国の成立の時点の問題に帰着するとみることができる。考えうる可能性及びそのおのおのについての問題点は大要次の通りである。

(1) 1945年8月9日とみる立場

韓国側は、1945年8月9日、すなわち、わが国がポツダム宣言受諾の意思を表明した日付（アメリカ時間）をもつて「韓国が日本帝国主義の桎梏を脱して独立を達成した」時点とみなす見解を表明している。この日付は又、法令第33号で日本財産を軍政庁に するための として用いられている。しかし、法律的にみてこの日付をもつて韓国（乃至朝鮮）の独立達成の時点とみなしえないことは明白である。

(イ) 正常な国際関係において領土の帰属が法律的に確定するのは征服による併合の場合を除き、平和条約締結によるのが原則である。少くともわが国の立場からは単にポツダム宣言受諾の意思表示をしたにとどまるものであつて、正式な休戦も成立していない時期において、ポツダム宣言において政策として表明されたにとどまる「カイロ宣言の条項〔四〕履行」従つて「朝鮮は自由独立のものとする」ことが確定的に、法的効果を発生したとはみなしえないことというまでもない。

(ロ) 仮に韓国側が分離（ ）による独立を主張するとしても、8月9日現在、朝鮮半島にはいかなる独立の実効的な政府も成立していない。更に、いずれにしてもわが国がかかる主張を認めなければならぬ理由は存在しない。

(ハ) 朝鮮が連合国の占領下におかれ、軍政

府が一切の行政権を施行する形式をとつたことは、連合国側も朝鮮を日本領域の一部とみなしていたことの証拠である。

(一) 法令第33号で8月9日という日付が用いられたのは、単に軍政上の便宜上の措置にすぎない。

(2) 1945年8月15日とみる立場

原則的には前記(一)と同様な考慮が妥当する。ポツダム宣言受諾の交渉が妥結して停戦()が成立したのは8月15日であるが正式な休戦、ポツダム宣言受諾の効果が確定したのは降伏文書の調印が行われた9月2日である。

(3) 1945年9月2日とみる立場

(一)にのべた通り、ポツダム宣言自体は、「朝鮮の独立」を実現する効果をもつわけではない。(カイロ宣言的「朝鮮をやがて()自由かつ独立のものにする決意を有する」と述べているにとどまる)

(44) 1948年8月15日とみる立場

1947年11月の国連総会決議に基き、国連朝鮮委員会の立会の下に総選挙が行われ（北鮮部分は占領国たるソ連がその実施を拒否したため、米国占領地域たる38線以南のところで行われた）、8月15日大韓民国の成立と大韓民国政府の樹立が布告された。1948年12月の国連総会決議はこの政府が朝鮮の人民の大多数が居住している地域に有効な支配と管轄権を及ぼす合法的な政府であつて、選挙民の自由意志を有効に表明した選挙に基づくものであること、この政府が朝鮮における唯一のこの種の政府であるとして、加盟国が大韓民国と関係を設定するに当つてこの事実を考慮するよう要請した。

客観的にみればこの時点をもつて韓国は独立を達成し、国際法上の主体となつたとみるのが妥当である。（学説はすべてこの立場をとる。）

これに反して、①承認関係は個別的、相対的なものにすぎず、国家の独立はこれを承認しない国に対しては対他的拘束力をもたないという原則及び②領土処理は特別規定がない限り、平和条約締結をもつて確定するというのが国際法上の原則であり、少くともわが国の立場からは平和条約の発効まで法的には半島全域がわが領域部分たる地位を保持したと解しうるという立場から考える限り、わが国がこの日付をもつて大韓民国成立の時点として承認し、この日付以降同国の管轄権を当然に認めなければならないわけではない。

この点で問題になるのは

- (イ) 吉田・アチソン書簡により、わが国が間接的に1948年12月の国連決議の内容を受諾したと考えられる場合、その及ぼす効果
- (ロ) 承認行為の遡及効の原則を認める場合、

1948年以降わが国が行う事実上の又は法律上の承認が及ぼす効果。

の二点である。

(イ)吉田・アチソン書簡は、もし、それが明らかに（たとえ間接的な形であつても）1948年12月の国連決議の内容を承認する効果をもつものであれば、それによつて大韓民国の成立を遡及的に1948年8月以降認めたと解することができるであろう。しかし、同書簡は1950年の国連安保理決議及び1951年の総会決議（これらはいずれも1948年12月の総会決議をひいてゐる）をひいてはゐるが、それがこの内容を黙示的に受諾したものと認められるか、又は単にこの書簡の特別取極により、決議内容と同種の援助を与えたにとどまり、承認關係を何ら意味しないと考えるべきかはにわかに断定しえないように思われる。

(ロ) 承認に関する遡及効の原則が国際法上確立したものとみなしうるか否かは多少問題がある。(わが国の立場は必ずしも定まつていないようである。)しかし仮にこの原則の適用を本件について認めるとすれば①平和条約第2条(a)により韓国の承認が行われたとみる場合、②韓国代表部の設置等により韓国の承認が行われたとみる場合、③基本条約締結によつて韓国の承認が行われたとみる場合のいずれについても、その承認行為の効果は同国が客観的に国家として確立したことが明白な時点、すなわち1948年8月15日まで遡及することになる。

(5) 平和条約発効の日とみる立場

仮に平和条約第2条(a)により韓国ないし韓国政府を正統政府とする新国家に対して国際法上の承認が与えられたとみる解釈をとれば、同条約発効の日がわが国の立場からは同国成立の日付となり、その日以降その管轄権を認めればよい。(遡及効の考慮は除外する。)

また、平和条約は韓国の にいかなる承認を与える効果をも有しなかつたという解釈に立つ場合も、同日付は交換公文による韓国代表部設置の結果事実上の承認が行なわれたとみる余地はある。

しかし、この後者の可能性については決定的なのは当事国たる日本の意思であつて代表部設置が厳密に暫定的性格(

)を有するものであり、且つ外交特権を与えられなかつた事実に徴して、何らの承認関係を意味しないものであると論

ずることは十分に可能と思われる。

同様なことが暫定的性格を有する行政取極たる金融、貿易に関する諸協定にも妥当する。

(これらの場合はいずれも積極的に当然承認関係を意味しえない関係というわけではなく、反対の意思表示がなければ事実上の承認関係が推定される。しかし、当事国が明らかに承認意思を有しない限り、「非公式関係」()として説明することが不可能ではない。)

(6) 韓国の国連加盟申請の時とみる立場

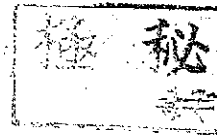
わが国は第11及び第12国連総会において韓国の国連加盟を支持したのみならず及び第13安保理常任理事国となつた経緯がある。国連加盟要件は連盟の場合と異つて、(憲章第4条

(1))ということになつている。この場合わが国は共同提案国となつているから、少く

ともこの時点で事実上の承認があつたと考えられる。

(7) 基本条約締結の時とみる立場

仮に平和条約でわが国が韓国に対していかなる形でも承認を与えておらず、且つ上記いずれの形でもいかなる承認をも与えていないと論ずる立場をとれば、来るべき基本条約締結の結果、はじめて法律上の正式承認（明示か黙示かは規定の形式による）が与えられることになる。



大韓民國管轄権の限界
(討論用問題点Ⅱ)

昭35/027

条 規

- 1 平和条約第2条で「日本國は朝鮮の独立を承認して」と規定している場合の朝鮮は、朝鮮半島に成立する単一の新國家をさすものと解する。
- 2 實際には平和条約発効当時、そのような単一の新國家は存在していなかつたから、わが國の義務は單にそのような単一の新國家が成立した際にはこれを承認しなければならぬといふにとどまると解することもできる。
- 3 大韓民國は、1947年11月の國連總會決議に基づき朝鮮部分のみに關して實施された自由選挙の結果、「この部分に實際的な支配と管轄権を及ぼす政府」として1948年8月成立したものであつて、上

て述べた単一の新國家、ないし新國家を代表する新政府と認める必要はない。

4 以上の前提から、基本条約において大韓民國管轄權の限界に関して問題となる諸点を検討した場合の大要は次のとおり。

(4) 大韓民國の管轄權が及ぶ範圍としては、1948年12月の國連總會決議に言及するにとどめ、具体的に全鮮に及ぶか又は南鮮のみに及ぶかは明記しない。しかし、法的解釈（対稱國、及び對國內説明）としては、國連決議自体が大韓民國は朝鮮半島に成立している唯一の合法的政府であることを承認している事実にかんがみ、法的にはその管轄權は全鮮に及ぶとの立場をとり、ただし、その現実の管轄權の行使は南鮮に限定されており、したがって現在の諸問題の処理はそのような立場においてのみなされうるものとする。

（注）この点は次のように説明する可能性も考えられる。

大韓民國は國連決議によつて全朝鮮半島に法的に管轄權を主張する立場にあることを認められた^の合法的政府であるがその管轄の管轄權の行使は南鮮に限定されており、したがつて現在の難問題の処理はそのような立場においてのみなされうるものとする。この考え方が韓国は朝鮮全体の正統政府であるが現実の施政權の行使は南鮮に限定されているという見解（附議用問題点Ⅱ）と異なるのは後者の場合には韓国がその事実上の施政權を一方的に北鮮に延長することは當然に同國の competence に属することであるという結論が不可避となる点、及び韓国が在日北鮮人についても大韓民國國民たることを主張して、北鮮送還に困難を生ぜしめ、また北鮮地域に帰属すべき請求權をも日本に對して主張する場合に困難が生ずる点であろう。前者の場合には韓国が一方的に實力によつて北鮮分に施政權を延長することを當然には認めていないものであり、またこれを認めることは休戰協定以後の一連の國連決議のたてまえに戻ることになる。ただし、このように實際が昔前

~~に平和協定を承認する立場にあることを認められ~~
~~た平和協定を法律論として本文に記した立場と異~~
なるものであるか否かについては議論の余地が
あり。

(4) 上記閣議決議に言及することにより、大
韓民国成立の日を平和条約発効の日でなく、
1948年8月15日までを及ぼすことを
黙示する。この場合、1948年以降、
平和条約発効に至る期間において韓国政府
がとつた国内法上の立法的、行政的措置の
効力は原則として承認される。(これに反
して在日韓人の日本国籍喪失は平和条約発
効によつてわが国内法上の効果を生じたと
する立場はなんら容れられないものと考えら
れる。)

(5) 旧大韓帝國と大韓民國の間には法的継
続、法的承認關係がなんら存在しないこと
になる。したがつて、昭和27年日本案に
ある「日本國と旧大韓帝國との間に締結さ
れたすべての条約及び協定が日本國と大韓

「韓国との関係において効力を有しないことを承認する」旨の規定は、単に無意味であるのみならず、韓国側が上記のごとき法的鐵證性を主張してこれら条約の当初無効(したがつてその効果を一切認めない)の立場からこの規定に固執したとも思われる点からいえばむしろ危険を含むものと考えられる。よつてこの規定は削除する。

かりに韓国側がこれに固執する場合は条約中に規定する代わりに合意議事録の形式をとることとし、かつ、上記の解釈を許す余地がまいより十分表現に注意する。

(4) 法的地位

大韓民国及び大韓民国政府の法的管轄権が北鮮部分に及ぶとした場合は、在日朝鮮人はすべて大韓民国人であると韓国側自身が認めるところについてはやむをえない。しかし協定に韓国側の一方的承認規定を入れれば、日本側としてもそれを黙示的に承認したととられる恐れがあり、日本側として

は在日朝鮮人がすべて大韓民国人であると認める立場は留保しておく必要がある。その場合の留保の表現としては、

(a) 日本国政府は、北鮮に忠誠を誓う在日朝鮮人は大韓民国人と認める義務を負わない。

(b) 日本国政府は、北鮮の国籍証明書を有する(有する)在日朝鮮人は大韓民国人と認める義務を負わない。

(c) 日本国政府は、大韓民国の国籍取得を拒否する大韓民国人は大韓民国人と認める義務を負わない。

というよりな方式が考えられるが、(a)(b)は北鮮政府の存在を文言上規定することになり、むしろ(c)が表現として適当である。ただし、従来の経緯からみて、かかる留保をつけることは非常に大韓民国を刺激するおそれがある。(在日朝鮮人に国籍選択権は認めない方針を変更することとなる。)

大韓民国の国民たる要件は従来の案では

規定されていなかつたが、国籍規定の基準を条約上規定することはきわめて難かしい。

すなわち、日韓方式によつて「大韓民國の國民は、大韓民國が強に施行し、又は今後施行する法令によつて大韓民國の国籍を有するものをいう。」と規定すれば、大韓民國国籍法が全朝鮮地域及び全朝鮮人に効力を有すると考えられているので北鮮系のもを除外する余地がない。(しかも国籍法は、その公布された1948年12月20日當時にいかなる要件で大韓民國人に国籍を付与したか明らかにしていない。)

例 請求権問題

未払給与など個人的債権で日本政府として取り用意があるものは、南鮮に関して解決すべきであるが、その場合に南北両鮮のいずれに帰属する債権か不明のものもあることが予想される。また、lump sum 方式をとる場合に南北に分ける比率の基準が難かしい。

(在日朝鮮人が平和条約四条(6)に基づく

クレームを有するかも検討されねばならない。)

4) 漁業に関しては、禁止区域、調整区域の
設定される水域が、領海の範囲をとえる公
海部分(したがって北鮮当局の属地的管轄
権が法的に及びえない部分)に及ばない
事実にかんがみ、これら^中水域を全朝鮮水
域にわたつて規定し、地図上に demarcation
を行ふことに問題はない。ただし、この
規制の効力は日韓兩國間限りのものであつ
て北鮮当局に及びえないことはもとより、
北鮮地域居住の漁民にも事実上及びえない
ものと解される。